

「10月NEWS」

① 税制情報

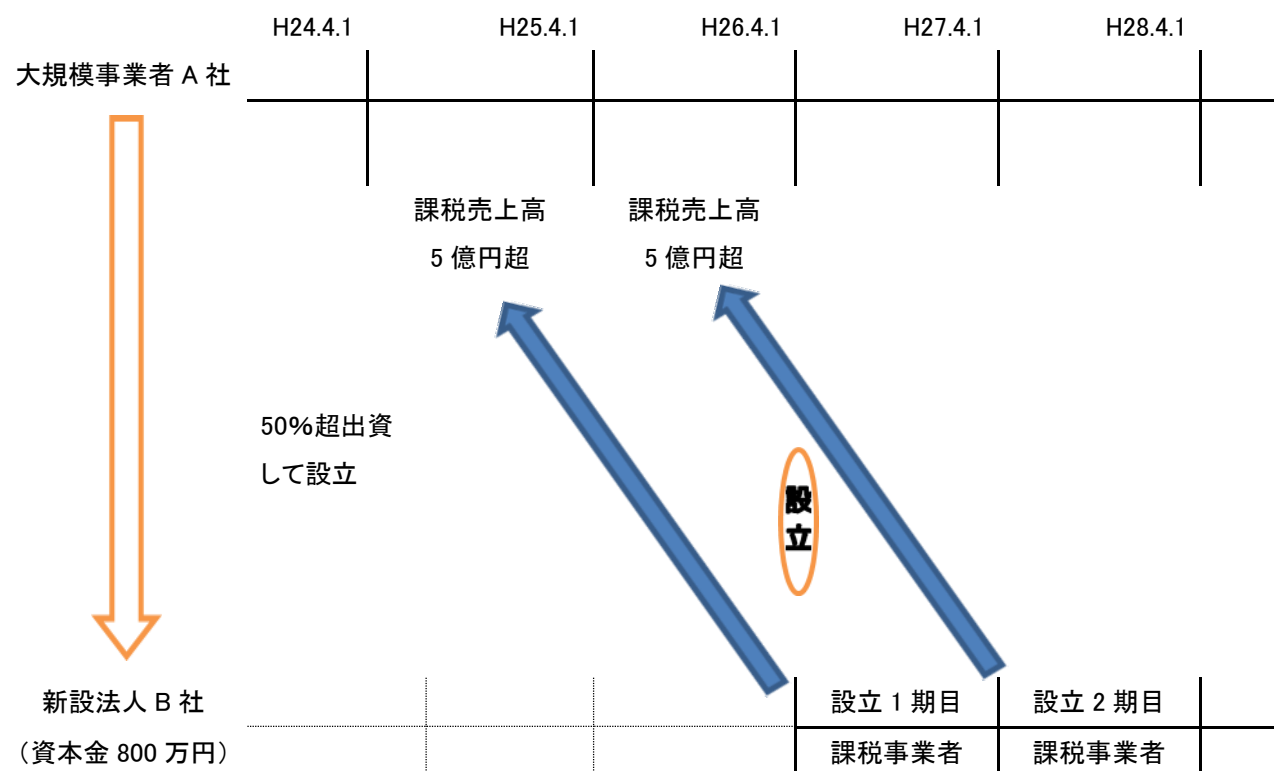
8月10日に成立した改正消費税法では、(1)消費税率の引き上げと同時に、(2)新規設立法人の納税義務の免除の特例について一部改正が行われました。

以下それについて説明します。

(1)について消費税率は、平成26年4月1日から6.3%(地方消費税と合わせて8%)、平成27年10月1日から7.8%(地方消費税と合わせて10%)へ引き上げられます。

(2)について改正により、平成26年4月1日以後に設立される法人から、基準期間がない事業年度開始の日において、他の者により新規設立法人の発行済株式又は出資の総数又は総額の100分の50を超える数または金額の株式又は出資が直接または間接に保有される場合等(特定要件)に該当し、かつ、判定の基礎となった他の者及び他の者と特殊な関係にある法人のうちいずれかの者の新規設立法人の新設開始日の属する事業年度の基準期間に相当する期間における課税売上高が5億円を超えるものについては、納税義務が免除されないこととされます。

端的にいうと、新設法人の基準期間に相当する期間の課税売上高が5億円を超える、いわゆる大規模事業者が50%超出資して設立した法人は、事業者免税点制度の適用がありません。



② 10月の主な税務

10月の申告や提出の主なものは以下の通りですのでご確認ください。

提出期限等	内容
10月10日	9月分源泉所得税・住民税の特別徴収税額の納期限
10月31日	7月決算法人で確定申告書の提出期限の延長をした法人の確定申告と納税【法人税等】
10月31日	8月決算法人で確定申告書の提出期限の延長をした法人の見込納付【法人税等】
10月31日	8月決算法人の確定申告と納税【法人税等、消費税等】
10月31日	2月、5月、8月、11月決算法人の3月ごとの期間短縮に係る確定申告と納税【消費税等】
10月31日	法人及び個人事業者の1月ごとの期間短縮に係る確定申告と納税【消費税等】

10 月 31 日	2 月決算法人の中間申告と納税【法人税等、消費税等】
10 月 31 日	消費税の年税額が 400 万超の 2 月、5 月、11 月決算法人の 3 ヶ月ごとの中間申告と納税
10 月 31 日	消費税の年税額が 4,800 万超の 7 月、8 月決算法人を除く法人、個人事業者の 1 ヶ月ごとの中間申告と納税（6 月決算法人は 2 ヶ月分）
10 月中	個人の道府県民税及び市町村民税の納付（第 3 期分）

③ スタッフの一言

10 月になりました。夏も終わり段々と涼しくなってきましたが、みなさん季節の変わり目で体調を崩されていないでしょうか。私は最近休日にフットサルに参加して体力作りに励んでおります。今年も残すところ 3 ヶ月なのでスポーツで気分をリフレッシュして仕事に奮闘していこうと思います。

（担当 富永）